

環境影響評価に関する制度のあり方について
報告(案)

平成 22 年 2 月

横浜市環境創造審議会 環境影響評価制度検討部会

目 次

はじめに	1
第1 環境影響評価制度の運用経緯及び検討の視点	3
第2 環境影響評価制度のあり方	
1 早い段階からの環境配慮	4
(1) 早い段階からの環境配慮の必要性	
(2) 事前配慮の導入	
(3) 戦略的環境アセスメント制度（SEA）について	
2 環境影響評価の審査等の手続	5
(1) 第2分類事業に係る判定手続	
(2) 方法書の手続	
(3) 準備書及び評価書の手続	
(4) 事後調査の手続	
3 対象とする事業	8
(1) 事業の種類	
(2) 事業の規模要件	
4 環境影響評価項目及び環境影響配慮項目	10
5 その他環境影響評価制度に関する事項	10
(1) 長期間未着手事業等の取扱い	
(2) 都市計画手続との調整等	
(3) 手続上の事業者に代わって事業を行う者の位置づけ	
(4) 図書等の電子化	
第3 環境影響評価法等との関係	13
<u>おわりに</u>	14
〈参考資料〉	15
1 環境影響評価条例及び事業調整制度の手続きフロー図	
2 環境影響評価項目と環境影響配慮項目	
3 環境影響評価の審査実績	
4 対象事業の規模要件（条例施行規則 別表第1 対象事業（抜粋））	

はじめに

平成 21 年 6 月 25 日、横浜市長から横浜市環境創造審議会（以下「審議会」という。）に対し、横浜市環境影響評価条例が施行後 10 年を経過し、この間の各種事業の多様化や環境問題に対する市民意識の一層の高まりなどへの対応が必要となっていることから、今後の横浜市にふさわしく、より効果的な制度のあり方について検討するよう諮問があった。

審議会は、この調査審議を環境影響評価制度検討部会（以下「部会」という。）に付議し、部会では、これまでの審査実績や環境の現状、地域特性等を踏まえつつ、横浜市にふさわしい制度のあり方について様々な角度から検討を行い、同年 11 月 5 日に審議会に中間報告を提出した。審議会は、中間報告について審議を行い、同月 10 日に中間とりまとめを作成し、今後の審議の参考とするため、中間とりまとめに対する市民意見の募集を行った。

ここに、市民から寄せられた意見を踏まえて再度検討した結果をまとめ、審議会に報告する。

平成 22 年 月 日

横浜市環境創造審議会 環境影響評価制度検討部会

部会長 猪狩 庸祐

部会委員 相澤 貴子

専門委員 工藤 信之

専門委員 猿田 勝美

専門委員 水野 建樹

■検討経過

年 月 日	主な検討内容
平成 21 年 6 月 25 日	〔第 8 回横浜市環境創造審議会〕 ・環境影響評価に関する制度のあり方について（諮問）
7 月 24 日	〔第 1 回環境影響評価制度検討部会〕 ・現状と課題
8 月 11 日	〔第 2 回環境影響評価制度検討部会〕 ・審査等の手続
9 月 4 日	〔第 3 回環境影響評価制度検討部会〕 ・対象事業 ・環境影響評価項目等の考え方 ・その他環境影響評価制度に関する事項 ・準備書・評価書手続の見直し
10 月 6 日	〔第 4 回環境影響評価制度検討部会〕 ・部会中間報告案
11 月 5 日	〔第 9 回横浜市環境創造審議会〕 ・部会中間報告
	〔市民意見の募集〕 12 月 14 日～1 月 15 日
平成 22 年 2 月 23 日	〔第 5 回環境影響評価制度検討部会〕 ・部会報告案

■文書表記について

部会で検討した結果得た結論を、本文中に実線の枠で囲って示した。

第1 環境影響評価制度の運用経緯及び検討の視点

横浜市の環境影響評価制度は、昭和55年に「横浜市環境影響評価指導指針」に基づき運用を開始し、その後、平成7年に制定した「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下「基本条例」という。）に重要な施策のひとつとして位置づけ、指導指針から「横浜市環境影響評価要綱」に改定した。さらに、平成9年に「環境影響評価法」が制定されたことを受けて「横浜市環境影響評価条例」（以下「条例」という。）を制定し、法と同様に平成11年から施行している。

条例では、主に次の内容が規定されている。

- ①環境影響評価の方法や結果の審査、事業実施に当たっての事後調査など、手続に関すること。
- ②環境影響評価の図書について、市民に縦覧して意見を募る、横浜市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問して学識経験者の意見を聴くなど、審査にあたって市民や専門家の意見を聴く仕組み。
- ③その他、環境影響評価法によって求められる市長意見の形成や、技術的な基準を定めること。

昭和55年の制度創設以来の審査実績は78件となっている（平成22年1月末現在）。条例施行後でも、条例対象事業が23件、法対象事業が13件となり、市民や事業者の制度に対する理解が進み、横浜市の環境の保全に重要な役割を果たしてきた。

環境影響評価法は、附則第7条で、施行後10年を経過した段階で施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずることと規定されている。そのため、国においては、昨年8月に中央環境審議会に「今後の環境影響評価制度の在り方について」を諮問し、本年2月22日に答申がなされた。

横浜市においても、条例の施行から10年の節目を迎え、審査実績の蓄積から制度の効果や課題が明らかになってきた。また、規制緩和等により事業が多様化するなどの社会情勢の変化や、身近な自然から地球環境に至るまで、市民の環境に対する意識の一層の高まりなど、制度を取り巻く様々な状況の変化、さらには、環境政策上の大きな課題である脱温暖化の推進などへの対応も求められている。

そのため、主に次の視点で制度のあり方について検討を行った。

- ①環境配慮がより一層進められる制度
- ②事業者と市民との適切なコミュニケーションが図られる制度
- ③市民により分かりやすく、効果的、効率的な審査が行われる制度
- ④横浜市のまちづくりの考え方に合い、かつ事業の多様化に対応した制度

第2 環境影響評価制度のあり方

1 早い段階からの環境配慮

(1) 早い段階からの環境配慮の必要性

- ・事業を実施するに当たり行う環境影響評価では、事業の枠組みが決定されているため、環境影響の検討の幅が限られている。より良好な環境保全を図るためには、事業計画の立案段階において、事業者が市民とのコミュニケーションを通して計画地や周囲の環境情報を入手し、それに基づき、事業計画の内容をより環境に配慮したものとするのが重要である。

(2) 事前配慮の導入

- ・横浜市では、基本条例に基づき※、事業計画の立案に当たって環境への配慮を行う「事前配慮」を「事業調整制度」として「横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱」で規定し、運用している。

※ 基本条例

(開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進)

第21条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業(以下「開発事業等」という。)を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による適正な配慮を行うために必要な環境に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

- ・事業調整制度では、事業者が事業計画を立案するに当たって、市は環境に関する情報の提供や「横浜市環境管理計画（環境配慮指針編）」に沿った環境配慮の助言を行っている。事業調整の結果は環境影響評価の図書に記載することとしており、環境影響評価制度と関連づけている。
- ・横浜市は市内全域の詳細な環境調査を定期的に行っていないことから、事業者が事業計画の立案に必要とする十分な環境情報を有しているとは言えない状況にある。
- ・事業調整制度は要綱で規定しているため、ルールの運用や市民への情報提供等において担保性が低く、計画の立案にあたっての市民参加が十分な制度とは言えない。

- ・事業調整制度については、環境影響評価制度に組み込むことを検討する必要がある。
- ・より環境に配慮された計画内容とするためには、事業計画の立案段階で、地域の環境情報を有している市民に計画を公表して環境情報の入手を図る必要がある。

- ・環境配慮に関する市民意見の取り入れ方や専門家の関与等の手続、事業計画の立案段階で配慮すべき事項については、この手続が事業計画が確定していない計画立案段階で行われることを踏まえ、さらに効率性にも留意して十分検討する必要がある。また、早い段階から環境配慮を行うことの必要性を、市民や事業者と十分に共有することが大切である。

(3) 戦略的環境アセスメント制度（S E A : Strategic Environmental Assessment）について

- ・事業の位置・規模等を検討する段階（構想段階）で評価を行う「戦略的環境アセスメント(S E A)」については、事業の構想段階で複数案について評価を行うことにより、重大な環境影響の回避・低減や計画決定までのプロセスが明確になるという意義がある。
- ・平成19年に、環境省において、共通的な手続等を示す「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」が取りまとめられた。取りまとめに際しては、「S E Aの制度化に向けての取組を進めるに当たっては、本ガイドラインを踏まえた実施事例を積み重ね、実効性等の検証を行うことが必要」とされている。
- ・中央環境審議会の答申では、「S E Aは、法において制度化すべきである」としている。

- ・公共事業への適用が始められた段階であることから、今後とも、国や他自治体におけるS E Aの制度化の動向や運用状況などの情報収集に努め、制度化に向けての検討を継続する必要がある。

2 環境影響評価の審査等の手続

(1) 第2分類事業に係る判定手続

- ・横浜市では、環境影響評価手続きを必ず行う第1分類事業の他に、第1分類事業の75%程度の規模の事業を第2分類事業として規定し、環境影響評価手続が必要かどうかの判定を行うとしている。
- ・判定によって、第1分類事業の規模には満たないものの、事業の特性や事業が行われる地域の特性に鑑みて、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対し環境影響評価手続を課すことが可能となる。
- ・判定基準は、「事業が実施されるべき区域又はその周囲に、環境影響を受けやすいと認

められる対象が存在し、かつ、環境の保全等を目的として法令などにより指定された対象が存在し、かつ、事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること」と、複数の条件に該当した場合にのみ環境影響評価手続が必要となっている。

- ・判定に際しては、審査会の意見を聴くことは規定されているが、市民からの意見を聴く機会がなく、市民が有している有益な情報が活用されていないと考えられる。

- ・第2分類事業に係る判定手続は、事業調整制度と同様に方法書段階の前に行われることから、手続を効率的に進めるため、事業調整制度を環境影響評価制度に組み込む検討と併せて手続を検討する必要がある。
- ・過去の事例や社会情勢の変化等を踏まえ、判定基準の見直しを検討する必要がある。

(2) 方法書の手続

- ・環境影響評価の方法について審査を行う方法書の手続では、市民意見の提出の機会は設けられているが、事業者による説明会は規定されておらず、市民は縦覧されている図書だけを基に、意見書を提出する仕組みとなっている。しかし、方法書の内容は専門的であるため、限られた期間内で市民が理解するのが困難な場合もあると考えられる。
- ・方法書段階の説明会では、事業の詳細な内容について説明することが困難な場合もあり、市民が求める情報が十分に提供されない可能性がある。
- ・中央環境審議会の答申では「方法書段階での説明会を、法において制度化すべきである」としている。

- ・方法書段階での説明の充実については、法改正の動向に留意しつつ検討する必要がある。

(3) 準備書及び評価書の手続

- ・環境影響評価の結果については準備書段階と評価書段階の二度にわたって審査され、それぞれの段階で市民意見の提出もなされる。
- ・評価書段階で再度審査されることにより、準備書段階での市民意見や審査会での審査に対する事業者の考え方を確認した上で、市民や審査会が再度意見を述べる事が可能である。
- ・評価書段階での市民意見に対する事業者の見解や、市長意見である審査書に対する事業者の見解、審査会に提出された補足資料等は報告書に記載されるため、市民が最終

的な環境影響評価の結果を知るためには、評価書と報告書の二つの図書を併せて見る必要がある。

- ・近年、様々な手続において効率化が求められていることを踏まえると、現行の手続の効果を維持しつつも、予測評価結果についての審査を準備書段階に集約するなどにより、効率的に手続が運ぶように見直す必要がある。なお、審査が効率的に行われるためには、事業者は事業計画や環境影響評価の結果をより明確にする必要がある。
- ・市民に対し分かりやすい手続とするためには、審査書を踏まえて作成された、最終的な環境影響評価の結果などが記載された図書が必要である。
- ・市民参加の機会の確保の観点から、準備書の審査途中で市民意見に対する事業者の見解を公表し、その後に意見陳述の機会を設けるなど、事業者の見解を確認した上で、市民が再度意見を述べられるよう十分留意する必要がある。

(4) 事後調査の手続

- ・環境影響評価制度における事後調査は、環境影響の予測評価には不確実性が伴うことから、それを検証するために行うものである。
- ・事後調査の手続は環境影響評価法には定めがなく、横浜市では法対象事業も含めて、工事に着手するときの事後調査計画書の提出、事後調査を行ったときの事後調査結果報告書の提出及び公告を規定している。

- ・事後調査結果の公表により環境保全措置の担保性の向上が期待できることから、市民に積極的に公表していくことが望ましい。
- ・事後調査は工事中と供用後に実施されるため、一連の環境影響評価手続から時間が経過することや、工事期間が長期にわたる事業では工事中の調査報告が数年ごとに提出される例があり、市民に情報が伝わりづらい可能性があるため、情報提供の方法については工夫が必要である。なお、他法令等において調査結果の公表が行われる事項については、手続きなどの重複がないよう留意する必要がある。

3 対象とする事業

(1) 事業の種類

- ・条例は、環境影響評価法と同様に道路や鉄道を対象としているほか、法では対象としていない工場、産業廃棄物処理施設、高層建築物、開発行為なども対象としている。他方、横浜市内での実施が考えにくいダムや水力発電所、地熱発電所などは対象としていないなど、横浜市の地域特性に応じて対象事業を設定している。
- ・環境影響評価制度を導入した昭和 55 年以降、鉄道及び軌道の建設、廃棄物処理施設の建設、高層建築物の建設については審査実績が 10 件を超えているが、下水道終末処理場の建設、運動施設・レクリエーション施設等の建設、工業団地の造成、流通業務団地の造成については審査実績がない。
- ・平成 21 年 4 月に土壤汚染対策法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布され、汚染土壌の適正処理の確保を目的に、汚染土壌処理業についての許可制度が新設されることになった。

- ・条例施行以降の他法令や社会情勢の変化などを踏まえて、審査実績のない事業については、今後の横浜地域での実施の可能性について十分情報を収集した上で、その必要性や規模要件の妥当性について検討する必要がある。
- ・汚染土壌処理施設については、改正法に基づき規定される手続や施設が環境に及ぼす影響の程度等について情報を把握し、許認可等の手続との調整を図りながら、対象とすべきかどうかを検討する必要がある。

(2) 事業の規模要件

① 高層建築物の建設

- ・高層建築物の建設については、条例施行後 9 件の環境影響評価の実施事例があり、都心部として業務、商業等が高度に集中する市街地で 8 件、その内 5 件がみなとみらい 21 中央地区、1 件は副都心であった。
- ・みなとみらい 21 中央地区では、超高層建築物を誘導するため地区計画で建築物の高さの最高限度を 120 メートルや 180 メートルに設定しているにもかかわらず、第 1 分類事業の要件である 100 メートルよりも高さを低く抑えて延べ床面積を確保した建物も建設され、街区の高度利用が進まない、緑地などのオープンスペースが十分に確保されないなどの課題がある。

- ・土地利用の基本方針が定められ、周辺環境に配慮した計画的なまちづくりが進められ

ている地区においては、規模要件の見直しを検討する必要がある。なお、見直しの検討に当たっては、他制度等による環境への配慮の状況を考慮する必要がある。

②電気工作物の建設

- ・電気工作物の建設のうち、発電の事業については、電気事業法に規定する一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業、特定規模電気事業、卸供給の用に供する電気工作物と、事業種ごとに要件を規定している。
- ・電気事業制度については、規制緩和による電力の小売自由化などの改革が進められ、電力小売に新規参入する企業が増加しており、特定規模電気事業者（P P S : Power Producer and Supplier）に電気を供給する事業や、工場が自家発電の余剰分をP P Sに売電することも行われている。

- ・事業種ごとの要件の規定を見直し、多様な事業に対応した規模要件とすることを検討する必要がある。

③廃棄物処理施設の建設

- ・廃棄物処理施設の建設については、ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場、産業廃棄物処理施設に区分けされ、ごみ処理施設については処理能力、一般廃棄物最終処分場については埋立面積、産業廃棄物処理施設は、中間処理施設が敷地面積と建築面積、最終処分場は埋立面積が要件となっている。

- ・環境に影響を及ぼす要因から考えると、産業廃棄物の中間処理施設についても、ごみ処理施設と同様に処理能力の観点から要件を検討する必要がある。
- ・中間処理施設の事業内容は、汚泥脱水、破碎、焼却等と細分化されており、一律に処理能力で規定することは難しいが、地域環境への影響や市民の関心が高い施設については、その事業内容が環境に及ぼす影響の程度も考慮して、規模要件を検討する必要がある。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の平成 15 年の改正により、産業廃棄物処理施設において、届出により一般廃棄物処理施設の設置も可能となったことを踏まえ、区分けについても見直す必要がある。

4 環境影響評価項目及び環境影響配慮項目

- ・ 条例では、予測評価を行う「環境影響評価項目」の他に、評価の手法が確立されていないが配慮を要する項目、及び地球環境保全の見地から配慮を要する項目として「環境影響配慮項目」を規定している。
- ・ 環境影響評価の前段階の手法として行っている事業調整制度では、開発事業等の計画立案に当たっての環境配慮を示した「横浜市環境管理計画（環境配慮指針編）」に基づき、事業者に対し環境配慮の依頼を行っているが、その中には、環境影響評価には規定されていない項目もある。
- ・ 近年、温室効果ガス排出量の大幅な削減が一層求められるようになり、横浜市においても脱温暖化に向けて様々な取組を精力的に進めている。また、生物多様性地域戦略策定に向けた取組も開始した。

- ・ 環境影響評価項目および環境影響配慮項目については、技術的進展や他法令等による規定、社会情勢等の変化を踏まえ、それぞれの位置づけや必要性、新たな項目の設定等について検討する必要がある。
- ・ 温室効果ガスについては環境影響評価項目に位置づける必要がある。なお、温室効果ガスの評価の手法については、確立されていない面もあるため、技術面での十分な検討が必要である。

5 その他環境影響評価制度に関する事項

(1) 長期間未着手事業等の取扱い

- ・ 条例では、報告書の公告を行った後、事業着手までの間に対象地域の状況に著しい変化があった場合で、環境の保全上必要があると認められるときは、市長は環境影響評価手続の再実施を求めることができると規定されている。しかし、「状況の著しい変化」を判断する基準についての規定はない。

- ・ 対象地域の状況の著しい変化を明確に規定するのは難しいと考えられるが、時間の経過と密接に関連することから、一定期間を経過した事業については手続の再実施について、事業者と協議を行うことを検討する必要がある。
- ・ 工事着手後についても、一部の施設等が完成しないままに供用を開始している事例や、工事中断のまま長期間を経過している事例などが見られるため、これらについても規定を定め、事業の進捗状況や今後の予定の把握などに努めるとともに、適切な対応を取ることが必要である。

(2) 都市計画手続との調整等

- ・ 条例では、都市計画に定める対象事業に関する特例として、都市計画決定権者が事業者に代わって都市計画の手続と併せて環境影響評価の手続を行うことが規定されている。また、その場合の手続の調整について、準備書の公告と都市計画案の公告、都市計画決定の告示と報告書の公告を併せて行うよう努めるなどの規定がある。
- ・ 環境影響評価法にも都市計画に定める対象事業に関する特例があり、都市計画の手続との調整については、都市計画案の縦覧と準備書の縦覧を併せて行うこと、さらに、縦覧期間や意見書提出期間を合わせるため、都市計画案の縦覧期間や意見書提出期間を延長することなど、条例よりも綿密な調整が図られている。
- ・ 都市計画の手続と環境影響評価の手続は、市民への情報の提供と意見の募集という類似の手続があり、双方が密接に関連していることから、併せて行うとされているものである。また、条例制定以降、地方分権の観点から政令市の都市計画決定権が拡大され、都市計画決定の手続について地方公共団体が条例で定めることができることとされた。

- ・ 条例においても、都市計画手続とより綿密な調整を図ることが重要である。

(3) 手続上の事業者に代わって事業を行う者の位置づけ

- ・ 都市計画特例の場合以外にも、資産の流動化に関する法律に基づく特定目的会社のように、事業の実施に関する業務や施設が供用した後の管理等を、実際には行わない者が、手続上の事業者として手続を行うケースが増えている。

- ・ 環境影響評価手続における事業者が、直接、事業を行わないことが想定される場合には、事業実施に当たっての保全措置や事後調査についての担保性を高めるため、実際の業務を行う者や供用後の管理等を行う者の位置づけを明確にすることが望ましい。

(4) 図書等の電子化

- ・ 条例施行後の大きな社会変化としてインターネット利用の急速な進展が挙げられる。横浜市は市民サービスの向上及び行政運営の簡素効率化を実現するため「電子市役所推進計画」を策定し、IT（情報通信技術）を活用した様々な取組を行っており、環境影響評価についても独自に Web ページを設け、方法書や準備書の概要、図書や

審査書等の縦覧開始のお知らせ、審査会の開催状況について情報提供を随時行っている。

- 図書の縦覧については、縦覧場所に行かなければ見られない、縦覧時間が限られているため不便であるといった問題がある。
- 図書には企業機密に関連する事項や安全保障上問題となる情報が含まれている場合もあり、インターネット上での公開については、不正流用や情報の改ざんなどを危惧する声もある。

- 公開性を高める観点からは、インターネット上での図書の全文公開の検討が必要である。なお、情報管理については十分に留意する必要がある。
- 図書については情報量が膨大で、専門的で理解しづらいといった問題もあり、市民が読みやすく、理解しやすい図書を作成する工夫が必要である。

第3 環境影響評価法等との関係

- ・法対象事業の方法書や準備書に関して、横浜市では、条例に基づいて市民や専門家の意見を反映して市長意見を形成し、神奈川県知事に提出している。しかし、神奈川県知事が事業者に提出する意見の中に市長意見が十分に反映されない場合がある、環境影響評価法によって手続の期限が定められ審査期間が制約される、などの課題がある。

- ・法対象事業は主に国や地方公共団体などが行う大規模な事業であり、市民の関心も高いことから、市長意見の形成に当たって十分に審査を行い、その結果が確実に事業に反映されることが望ましい。このような法制度上の課題については、同じ立場にある政令指定都市が連携して取り組むことが有効である。
- ・現在行われている環境影響評価法の見直しの中では、方法書説明会や事後調査手続の導入、市町村長の意見の取扱いなど様々な議論が行われている。市民に分かりやすい環境影響評価制度であるためには、法対象事業と条例対象事業の手続等は、ある程度整合が図られていることが望ましいこと、また、法対象事業に関して条例で定めている手続もあることから、法改正の動向に留意する必要がある。
- ・一方、神奈川県環境影響評価条例には、市町村の環境影響評価条例との関係に関する規定があることから、必要に応じて神奈川県との調整を図る必要がある。

おわりに

今回、現在の社会情勢等をふまえ、横浜市の環境影響評価制度についてより効果的な制度のあり方について検討を行った。

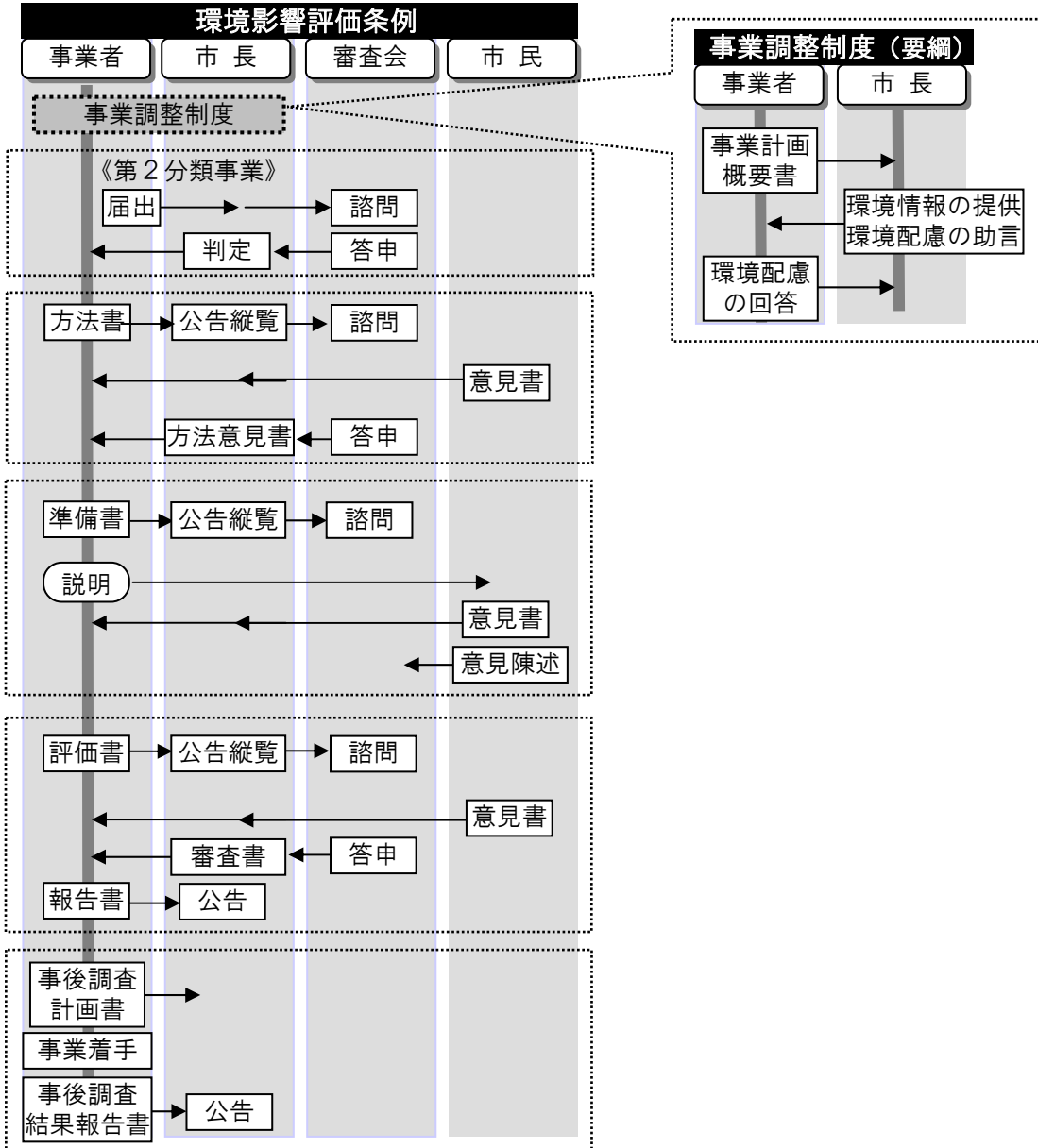
その中で、SEAについては制度化の検討を継続すべきとしたが、それ以外にも、対象事業の規模要件や環境影響評価項目等については、他法令や社会情勢等の変化を踏まえて規定されることが適当であり、随時必要な見直しを行う必要がある。

また、この報告案を作成するに当たり、中間取りまとめに対する意見募集を行い、多くのご意見が寄せられた。

その中には、環境影響評価制度は難しいなどのご意見もあったことから、制度の改正の機会を捉えて、事前配慮や方法書、準備書、評価書、事後調査の各段階の手續の目的や内容を市民に十分理解してもらえるよう、市は制度の広報に努める必要がある。

さらに、新たに定める手續や対象事業の規模要件などの具体的な内容や、事業計画の周知方法や審査会についてなどの制度運用上の課題と考えられるご意見も多く見られた。市はこれらの意見に対しても十分配慮する必要がある。

1 環境影響評価条例及び事業調整制度の手続きフロー図



2 環境影響評価項目と環境影響配慮項目

環境影響評価項目	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、低周波音、電波障害、日照阻害、風害、廃棄物・発生土、水象、地形・地質、植物・動物、地域社会、景観、文化財、安全	
環境影響配慮項目	地域環境影響配慮項目	電磁界、有害化学物質、光害、バイオハザード、地震等の自然災害による二次災害
	地球環境影響配慮項目	オゾン層破壊物質、温室効果物質、熱帯雨林の減少につながる熱帯木材の使用

3 環境影響評価の審査実績

事業の種類	指導指針 (S55～H7)	要綱 (H7～H11)	条例 (H11～)	法(うち市外) (H11～)	計
道路の建設	4			3	7
鉄道及び軌道の建設	9	2	1	3(1)	15
工場及び事業場の建設	1	3			4
電気工作物の建設				7(5)	7
自然科学研究所の建設			1		1
廃棄物処理施設の建設	3	1	9		13
下水道終末処理場の建設					
飛行場の建設	2	2			4
公有水面の埋立て	3				3
高層建築物の建設		3	9		12
運動施設、レクリエーション施設等の建設					
工業団地の造成					
流通業務団地の造成					
土地区画整理事業	2				2
開発行為に係る事業	5	2	2		9
合計	29	13	22	13	77

H21年9月末現在

4 対象事業の規模要件（条例施行規則 別表第1 対象事業（抜粋））

① 高層建築物の建設

第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物（以下「建築物」という。）の新築の事業であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定による建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が100メートル以上で、かつ、同項第4号に規定する延べ面積（以下「延べ面積」という。）が5万平方メートル以上であるもの</p>	<p>建築物の新築の事業であって、建築物の高さが75メートル以上100メートル未満で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上であるもの（都市計画法第8条第1項第3号の高度地区であって、建築物の高さの最低限度を14メートルとして集団的形状で指定した区域で、かつ、同法第12条の5第2項により建築物の高さの最高限度を75メートル以上に指定した区域に新築するものを除く。）</p>

② 電気工作物の建設

第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第14号の電気工作物(以下「電気工作物」という。)のうち、発電(火力又は原子力を原動力とするものに限る。)のために設置する電気工作物であって同項第1号の一般電気事業(以下「一般電気事業」という。)又は同項第3号の卸電気事業(以下「卸電気事業」という。)の用に供するもの(以下「一般電気事業等の用に供する発電電気工作物」という。)の新設の事業であって、火力を原動力とする発電にあつては出力が10万キロワット以上であるもの	(1) 一般電気事業等の用に供する発電電気工作物の新設の事業であつて、火力を原動力とするものにあつては出力が7.5万キロワット以上10万キロワット未満であるもの
(2) 一般電気事業等の用に供する発電電気工作物の増設の事業であつて、原子力を原動力とする発電にあつては出力が増大するもの、火力を原動力とする発電にあつては出力が10万キロワット以上増加するもの	(2) 一般電気事業等の用に供する発電電気工作物の増設の事業であつて、火力を原動力とするものにあつては出力が7.5万キロワット以上10万キロワット未満増加するもの
(3) 電気工作物のうち発電(火力又は原子力を原動力とするものに限る。)のために設置する電気工作物であつて電気事業法第2条第1項第5号の特定電気事業(以下「特定電気事業」という。)、同項第7号の特定規模電気事業又は同項第11号の卸供給(以下「卸供給」という。)の用に供するもの(3の項及び6の項に掲げる事業に含まれるものを除く。以下「特定電気事業等の用に供する発電電気工作物」という。)の新設の事業であつて、敷地面積が3ヘクタール以上のもの又は燃料使用量が4キロリットル以上であるもの	(3) 特定電気事業等の用に供する発電電気工作物の新設の事業であつて、敷地面積が3ヘクタール未満であり、かつ、燃料使用量が4キロリットル未満であるもののうち敷地面積が2.5ヘクタール未満であり、かつ、燃料使用量が3キロリットル未満であるものを除いたもの
(4) 特定電気事業等の用に供する発電電気工作物の増設の事業であつて、敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの又は燃料使用量が4キロリットル以上増加するもの	(4) 特定電気事業等の用に供する発電電気工作物の増設の事業であつて、敷地面積の増加が3ヘクタール未満であり、かつ、燃料使用量の増加が4キロリットル未満であるもののうち敷地面積の増加が2.5ヘクタール未満であり、かつ、燃料使用量の増加が3キロリットル未満であるものを除いたもの
(5) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第1条第4号の変電所(以下「変電所」という。)の新設の事業であつて、敷地面積が3ヘクタール以上であるもの	(5) 変電所の新設の事業であつて、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの
(6) 変電所の増設の事業であつて、敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの	(6) 変電所の増設の事業であつて、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの

③ 廃棄物処理施設の建設

第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項のごみ処理施設(3の項に掲げる事業に含まれるものを除き、特定電気事業等の用に供する発電電気工作物を一体として併設する場合を含む。以下「ごみ処理施設」という。)の新設の事業であって、処理能力が1日200トン以上のもの	(1) ごみ処理施設の新設の事業であって、処理能力が1日150トン以上200トン未満のもの
(2) ごみ処理施設の増設の事業であって、処理能力が1日200トン以上増加するもの	(2) ごみ処理施設の増設の事業であって、処理能力が1日150トン以上200トン未満増加するもの
(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物の最終処分場」という。)の新設の事業であって、埋立処分の用に供される場所の面積(以下「埋立面積」という。)が3ヘクタール以上であるもの	(3) 一般廃棄物の最終処分場の新設の事業であって、埋立面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの
(4) 一般廃棄物の最終処分場の増設の事業であって、埋立面積が3ヘクタール以上増加するもの	(4) 一般廃棄物の最終処分場の増設の事業であって、埋立面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの
(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の産業廃棄物処理施設(3)の項に掲げる事業に含まれるものを除き、特定電気事業等の用に供する発電電気工作物を一体として併設する場合を含む。以下「産業廃棄物処理施設」という。)の新設の事業であって、敷地面積が9,000平方メートル以上若しくは建築面積の合計が3,000平方メートル以上の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設(以下「中間処理施設」という。)又は埋立面積が2ヘクタール以上の同条第14号に掲げる施設(以下「産業廃棄物の終処分場」という。)	(5) 産業廃棄物処理施設の新設の事業であって、敷地面積が7,000平方メートル以上9,000平方メートル未満若しくは建築面積の合計が2,500平方メートル以上3,000平方メートル未満の中間処理施設又は埋立面積が1.5ヘクタール以上2ヘクタール未満の産業廃棄物の最終処分場
(6) 産業廃棄物処理施設の増設の事業であって、敷地面積が9,000平方メートル以上若しくは建築面積の合計が3,000平方メートル以上増加する中間処理施設又は埋立面積が2ヘクタール以上増加する産業廃棄物の最終処分場	(6) 産業廃棄物処理施設の増設の事業であって敷地面積が7,000平方メートル以上9,000平方メートル未満若しくは建築面積の合計が2,500平方メートル以上3,000平方メートル未満増加する中間処理施設又は埋立面積が1.5ヘクタール以上2ヘクタール未満増加する産業廃棄物の最終処分場